

## 令和元年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人敬仁会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和元年11月21日・22日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

(総評)

- ・ 前回指摘事項については、前向きに改善に取り組まれていた。
- ・ 定期的に福祉サービス第三者評価事業を受審し、その結果について法人ホームページで公表するとともに、苦情解決の取組、法人内外の各種研修会参加により福祉サービスの質の向上に努めている。また、福祉関係養成校等の実習生の受入れやボランティアの受入れなど地域社会に開かれた事業運営に努めている。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>評議員会議事録について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名が記載されていなかった。</p> <p>については、評議員会議事録の作成について、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載すること。</p> <p>(法第45条の11、規則第2条の15)</p>	<p>令和元年11月25日開催の評議員会議事録から、議事録の作成に係る職務を行った者の氏名を記載した。</p>
2	<p>理事会が会計監査人の報酬等を定めるに当たり、監事の過半数の同意を得ていなかった。</p> <p>については、理事会等が会計監査人の報酬等を定める場合には、在任する監事の過半数の同意を得なければならないことから、同意書又は理事会の議事録への記載により同意の事実を残しておくこと。</p> <p>(法第45条の19第6項により準用される一般法人法第110条)</p>	<p>令和2年5月開催予定の理事会において会計監査人の報酬を定める議案を上程する場合には、在任する監事の過半数の同意を得て、その事実を議事録へ記載する。</p>
3	<p>理事長の変更(重任)登記を行っていないかった。</p> <p>については、速やかに理事長の変更(重任)登記を行うとともに、今後は組合等登記令(昭和39年3月23日政令第29号)第3条第1項の規定に基づき、変更から2週間以内に登記を行うこと。</p> <p>(組合等登記令第3条第1項、法第29条)</p>	<p>令和元年11月26日付けで理事長の変更(重任)登記申請を行った。</p>
4	<p>上井保育園拠点区分の拠点区分事業活動計算書について、当期末繰越活動増減差額にその他の積立金取崩額を加算</p>	<p>令和元年度決算において、平成30年度決算において積み立てたものを一度取崩し、適正な額を再度積み立てる。</p>

	<p>した額に余剰が生じていないにもかかわらず、積立金が積み立てられていた。</p> <p>については、当該余剰の範囲内で積立金を積み立てることができるものであるので、会計基準に従った適切な会計処理を行うこと。</p> <p>(会計省令第6条第3項、運用上の取扱い19、パプコメ No. 134)</p>	
5	<p>計算書類の附属明細書について、次のような状況が見受けられた。</p> <p>① 寄附金収益明細書にル・サンテリオン東郷拠点区分の固定資産受贈額が記載されていなかった。</p> <p>② 事業区分間及び拠点区分間貸付金(借入金)残高明細書に公益事業区分から社会福祉事業区分への貸借残高が記載されていなかった。</p> <p>③ 国庫補助金等特別積立金明細書の当期取崩額が事業活動計算書と一致していなかった。</p> <p>については、附属明細書の作成について、計算書類との整合性を図ること。</p> <p>なお、本件については、前回も同様の指摘をしており、必ず改善すること。</p> <p>(運用上の取扱い25(1))</p>	<p>① 固定資産を寄附により受領した場合も漏れなく寄附金収益明細書に記載するようにする。</p> <p>② 内部取引について、その内容を適切に把握し取引消去を行う。</p> <p>③ 再度計算書類を細かく確認し、各書類間の整合性を図っていく。</p>
6	<p>敬仁会館拠点区分の拠点区分事業活動計算書について、特別費用のその他の特別損失がマイナスで計上されていた。</p> <p>については、計算書類に記載する金額は、原則として総額をもって表示されるよう是正すること。</p> <p>(会計省令第2条の2)</p>	<p>今後、同様の事項が生じた場合は、総額をもって表示するよう留意する。</p>